



文部科学省

令和 8 年 2 月 20 日
養護教諭・栄養教諭
作業部会(第 2 回)
資料 1

養護教諭・栄養教諭の養成・採用・研修に 関する御意見まとめ・検討資料

前回までの御意見まとめ

検討事項

- 教育職員免許法施行規則の見直し
イメージについて

第1回会議 意見の概要（事務局まとめ）【養護教諭】

養護教諭

（1）総論

- 養成、採用、研修それぞれの本来的な意義は何かを見定めることが必要。
- 教員自身のメンタルヘルスは重要ではないか。

（2）養成 ※各論は教育職員免許法施行規則の見直しの論点にも記載。

- 養護教諭は基本は1校1人の配置であり、新人でも学校内に仕事を教えてくれる先輩が居ないという特性がある。このため課程の見直しに際して、柔軟性を持たせるとしても、養護教諭の業務の根幹となる課程はしっかりと残せるようにすべきではないか。
 - ✓ 養護教諭のアイデンティティ・専門性として残すべき事項があるのではないか（養護概説、健康相談活動等）。
 - ✓ 医学面での知識の習得として、体系的に残すべき事項があるのではないか（精神保健、解剖学・生理学等）。
 - ✓ 心理・福祉関係は他の教諭でもできる部分があり、必修以外の単位として入れられるのではないか。
- 他の教員免許の種類よりも採用の倍率は高いことも踏まえ、専門性の向上やなり手の確保と質の担保とのバランスに留意が必要ではないか。

（3）採用

（4）研修

- 1校1人の配置の中、新人が現場に出てから学ばねばならないことも多くあり、教諭と同等の初任研等を行うべきではないか。

（5）その他

- 子供達の健康状態を近くで見ている養護教諭が健康教育等を行うことは、不登校や自殺等の一次予防として効果的であり、現場のニーズもあると考えられ、教科指導を可能としている現行制度は有意義。兼職発令を受けた養護教諭から、地域のリーダーとして保健教育を牽引するケースも増えており、重要な仕組みではないか。
一方、1人1校配置でありながら保健室経営も担当しているため、教科指導を任せにくいところもあると考えられるのではないか。

養護教諭

具体的論点案 ※下線部は、前回会議にて特に御指摘があった内容。

1. 強み専門性について

- 強み専門性は「看護」、「心理」、「福祉」、「指導法」等が考えられるか。それぞれの履修課程はどのようなものか。
(例)
 - ・ 看護：「看護学」に当たる単位を上乗せする。
 - ・ 心理：発達心理学、健康・医療心理学、教育・学校心理学、福祉心理学等、心理学に関する単位を取得する。
 - ・ 福祉：社会福祉、地域福祉、児童・家庭福祉、福祉心理学等、福祉に関する単位を取得する。
 - ・ 指導法（保健）：保健教科に関する指導法を取得する。

2. 共通課程について

- 養護教諭における「教科（領域）等の指導法」は「養護等に関する科目」で良いか。科目名、内容に、指導に関する要素を入れる必要があるか。
- 事項の追加、変更、統合、削除等と、それらの区分、単位数をどうするか（※第1回意見のまとめ（2）も参照）。
(例)
 - ・ 養護教諭のアイデンティティ・専門性として残すべき事項は何か（養護概説、健康相談活動等）。
 - ・ 医学関係の知識として体系的に残すべき事項は何か（精神保健、解剖学・生理学等）。
 - ・ 心理、福祉に関して追加すべき事項はあるか。
 - ・ 最低単位数を設定するものはあるか。大学の裁量とのバランスを踏まえつつ、整理できるか。
 - ・ 他の免許との並びを踏まえた記載振りに変更できるものはあるか。
- **教員養成フラッグシップ大学の取組等、教養科目**について、どのように扱うか。
(例)
 - ・ 外国語コミュニケーションは多くの大学で行われていると考えられるが、教職課程として位置付けるか。
 - ・ 既存の事項と一体的に扱えるものはあるか、その場合はどの科目に位置付けるべきか。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージについて【養護教諭②】

養護教諭

- 【参考：教員養成フラッグシップ大学の取組等を踏まえた内容】→下表において黄色マーキング
- 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成
- 教育における多様性の包摂
- 教育データの活用及び人工知能 等

- 【参考：免許法施行規則第66条の6に定める科目】→下表において黄緑マーキング
- 日本国憲法
- 体育
- 外国語コミュニケーション
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作

○現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2	
	学校保健	2	1	
	養護概説	2	1	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	
	解剖学・生理学	2	2	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	
	精神保健	2	2	
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10	
教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	8	5	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	6	3	
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教育実践に関する科目	養護実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	4	
	教職実践演習	2	2	
大学が独自に設定する科目		7	4	
	計	56	42	

○見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（10単位～）を学修し合計で52単位～		
養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
養護等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） 学校保健 養護教諭の役割及び職務内容に関する事項 健康相談活動の理論及び方法 栄養学（食品学を含む。） 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健・社会福祉（心理学含む。） 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） 8単位以上 教育の方法及び情報通信技術 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	26～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	10～
教育実習	養護実習（学校体験活動を含む）	4
教職実践演習	教職実践演習	2

計 42～

前回までの御意見まとめ

検討事項

- 教育職員免許法施行規則の見直し
イメージについて

第1回会議 意見の概要（事務局まとめ）【栄養教諭】

栄養教諭

（1）総論

- 養成、採用、研修それぞれの本来的な意義は何かを見定めることが必要。
- 教員自身のメンタルヘルスは重要ではないか。
- 共同調理場方式が増え、栄養教諭は1人で複数校を担当する事が多くなったことで、調理場と学校間の移動等も含め給食管理に関する業務だけで負担が大きく、学校にいられる時間が限られる中で、指導の在り方を考えていくことが必要。

（2）養成 ※各論は教育職員免許法施行規則の見直しの論点にも記載。

- 管理栄養士免許と栄養士免許とで養成課程に大きく差がある一方（専門分野の学修で82単位と50単位）、管理栄養士の強みである高度な寄り添いが必要な子供たちが増えてきている現状も踏まえ、それを土台とする一種免許と二種免許を一本化するかは、丁寧な検討が必要ではないか。
- 多様性の包摂や教育データの活用等、専門分野の課程では必ずしも学修しない部分を補うために教職課程の中に位置づけるか。

（3）採用

- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示すことが必要ではないか。
- 採用選考試験について、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、学生のモチベーションを上げられる内容にしていけないか。

（4）研修

- 養成課程では初学者の段階から専門性を身に付けさせる学修が必須である一方、給食指導や保護者心理等、現場で学ばなければならないことが多いことから、研修の確実な実施や、内容の充実を図ることが必要ではないか。

（5）その他

- 管理栄養士・栄養士としての専門性は高く、その専門性に基づく指導を行うことの重要性は高まっている。実態として、食に関する指導については、単独指導に近いかたちで教科指導を行っているケースもあり、制度として単独での教科指導をしやすくすべきではないか。

教育職員免許法施行規則の見直しイメージについて【栄養教諭①】

栄養教諭

具体的論点案 ※下線部は、前回会議にて特に御指摘があった内容。

総論について

- 免許制度全体として一種と二種の効力に違いがない中で、管理栄養士（養成施設の課程修了）又は栄養士を基礎資格とする栄養教諭免許状をどのように扱うか。

栄養教諭免許のために絶対不可欠な内容はどこまでか。

免許状の種類	基礎資格	最低単位数
一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること	22
二種免許状	短期大学士の学位を有すること、かつ、 <u>栄養士の免許</u> を受けていること又は管理栄養士の免許を受けていること。	14

※現行制度では一種を標準とし、二種には一種への上進努力義務あり

1. 強み専門性について

- 「栄養」以外に想定される強み専門性はあるか。

2. 共通課程について

- 科目の名称をどうするか。教諭の課程との共通性をどこまでもたせるか。

(例)

- 特別活動等で食に関する指導を行うことがあるが、「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動」について、教諭と同様に指導法に関する要素を入れる必要があるか。
- 食に関する指導の強化のために追加すべき事項はあるか。
- 統合したり、選択制にしたりできるものはあるか。

- **教員養成フラッグシップ大学の取組等、教養科目**についてどのように対応するか。

(例)

- 教養科目の取り込みも含め、教諭の課程と共通とするか。
- 多様性の包摂や教育データの活用等、専門分野の課程では必ずしも学修しない部分を補うために教職課程の中に位置づけるか。

○管理栄養士養成施設の教育内容

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
基礎分野	42	
人文科学		
社会科学		
自然科学		
外国語		
保健体育		
専門基礎分野	10	
社会・環境と健康		
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		
食べ物と健康		
専門分野	8	
基礎栄養学		
応用栄養学		
栄養教育論		
臨床栄養学		
公衆栄養学		
給食経営管理論		
総合演習		
臨地実習		
計	124	

○栄養士養成施設の教育内容

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	
人体の構造と機能	8	4
食品と衛生	6	
栄養と健康	8	
栄養の指導	6	10
給食の運営	4	
計	50	8

教育職員免許法施行規則の見直しイメージについて【栄養教諭②】

栄養教諭

【参考：教員養成フラッグシップ大学の取組等を踏まえた内容】→下表において黄色マーキング

- 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成
- 教育における多様性の包摂
- 教育データの活用及び人工知能 等

【参考：免許法施行規則第66条の6に定める科目】→下表において黄緑マーキング

- 日本国憲法
- 体育
- 外国語コミュニケーション
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作

○現行

栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2
	栄養教育実習		
	教職実践演習		

計 22 14

○見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し合計で43単位～		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
栄養に係る教育等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	9～ 4単位～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	10～
教育実習	栄養教育実習	2
教職実践演習	教職実践演習	2

合計単位（目安）
23～

參考資料

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG）より

教員養成・免許制度の原則

- ・「大学による教員養成」…戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- ・「開放制の教員養成」…国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

教員養成部会「論点整理」より

- ・教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- ・学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- ・学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ・現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- ・教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- ・個別の要素だけでどの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- ・学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- ・専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- ・次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- ・教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教科(領域)等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



1 全ての教職課程で
学ぶべき内容※
共通性

2 各大学等での
独自の学び
多様性

双方の見直しを通じた
教員養成の質の向上



3. 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現

強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG）より

【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する \longleftrightarrow ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する

○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができるとしている。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

学校種毎の主な考え方

- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併用も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

(WG中間まとめ抜粋) 教育職員免許法施行規則の見直しイメージ

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8年1月19日 中央教育審議会教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程WG）より

＜中学校＞現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免 8単位、二種免 2単位	28	12
教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免 2単位、二種免 1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育実習（学校体験活動を含む 上限 2単位 ）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		4	4
	計	59	35

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し合計で51単位～		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	12～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む） 	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2
	合計単位（目安）	31～

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。

※介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類	基礎資格	必要とする 最低単位数	
専修免許状	<u>修士の学位を有すること</u>	80単位	
第1種免許状	イ 学士 ロ 保健師	<u>学士の学位を有すること</u> <u>保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること</u>	56単位 12単位
	ハ 看護師	<u>看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること</u>	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士 ロ 保健師	<u>短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること</u> <u>保健師免許を有すること</u>	42単位 -
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	<u>旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者（国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）</u>	-

(前回資料抜粋) 免許に関する現状・論点【養護教諭②】

養護教諭

養護教諭については、**主に教員養成系、看護系、心理系、福祉系等の学部で養成が行われており、それぞれ強み専門性と考えられるのではないか。**

○養護教諭一種・二種免許状を取得できる大学の学科等

(令和6年4月1日現在)

種別	「学科等名」に以下の単語を含む学科等数					全学科等数 ※1
	「心理」	「福祉」	「看護」	「教育」「教員養成」「養護教諭養成」等	それ以外	
一種	9	11	82	31 (うち国立教員養成系大学12)	32※2	161
二種	0	0	0	1	9※3	10

※1 学科等名に「心理」、「福祉」の両方を含む学科等の場合、「心理」、「福祉」の両方に1学科等として計上しているため、計は一致しない。

※2 例えば、それ以外の学科等として、「スポーツ健康学科」、「子ども学科」、「保健学科」等がある。

※3 例えば、それ以外の学科等として、「家政専攻」、「人間健康専攻」、「生活科学専攻」等がある。

栄養教諭の免許状の在り方について

食に関する指導体制の整備について（答申）（平成16年1月20日 中央教育審議会）

- 免許状の種類を専修、一種、二種としつつ、一種を標準的なものと考える
- 一種免許状取得のためには管理栄養士と同程度の内容の修得を求める
- 栄養教諭は管理栄養士免許を取得することが望ましく、二種免許状保有者には一種免許状取得の努力義務を課す

第2章 栄養教諭制度の創設

2 栄養教諭の資質の確保

栄養教諭に求められる資質能力を制度的に担保するため、栄養教諭制度の創設に当たっては、保健指導と保健管理をその職務とする養護教諭の例を参考としつつ、次に示す考え方に基づいて新たに栄養教諭の免許状を創設する必要がある。

（1）栄養教諭の免許状の種類及び養成の在り方

1. 免許状の種類

栄養教諭の免許状の種類は、大学院、大学、短期大学等の学校種別、修業年限や修得単位数に応じて多様な教員養成機関から栄養教諭になる途を開くことにより、教員組織全体の活性化を図るとともに、上位の免許状等の取得を目指すことによる現職教員の自発的な研修を促すため、複数の種類の免許状を設けることとし、普通免許状として専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類とする。

このうち、他の教諭等と同様に、一種免許状は普通免許状の中で標準的なものと考える。

3. 栄養に関する専門性の養成

栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。このため、一種免許状を取得するための基礎資格としては、栄養士の免許に加えて管理栄養士免許を取得するために必要な程度の専門性を有することとすることが適当と考える。また、専修免許状を取得するための基礎資格としては、管理栄養士の免許を有することとすることが適当と考える。

（2）栄養教諭の上位の免許状等取得の方策

教員免許制度上、現職の教員が研修によって、自ら資質能力の向上を図ることが期待されており、これは栄養教諭についても同様である。このため、栄養教諭の二種免許状や一種免許状を有する者が、それぞれ一種免許状や専修免許状を取得しようとする場合に、栄養教諭としての一定の在職年数と、免許法認定講習等において一定の単位を修得することにより、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て取得できる措置を講ずることが必要と考える。

この場合、二種免許状を有する者には、養護教諭の場合と同様、標準である一種免許状取得の努力義務を課すとともに、栄養教諭としての在職年数等に応じて修得が必要な最低単位数を一定程度まで遞減する措置を講ずることが必要と考える。

その際、栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。

栄養教諭の免許状取得の方法について

○免許状取得要件

免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	<u>修士の学位を有すること</u> 、かつ、 <u>管理栄養士の免許を受けていること</u>	46単位
一種免許状	<u>学士の学位を有すること</u> 、かつ、 <u>管理栄養士の免許を受けていること</u> 又は <u>管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること</u>	22単位
二種免許状	<u>短期大学士の学位を有すること</u> 、かつ、 <u>栄養士の免許を受けていること</u> 又は <u>管理栄養士の免許を受けていること</u> 。	14単位

○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了 + 栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者又は管理栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数を更に軽減。